

インフルエンザ予防接種についての説明書

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

主な症状は、発熱(通常 38℃以上の高熱)、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴で、高齢者や免疫機能の低下している人は、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することがあります。

インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的に認められており、我が国においても高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。そのため、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが大切です。

インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種後比較的多くみられる副反応には、接種した場所の発赤、腫脹、痛み等がありますが、通常2～3日のうちに治ります。全身性の副反応としては、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感などがありますが、それも通常2～3日のうちに治ります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー様症状(発疹、じんましん、発赤、掻痒感、呼吸困難等)があらわれることがあります。その他、ごく稀ではあるものの、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、急性脳症、肝機能障害、喘息発作、血小板減少性紫斑病等が報告されています。

法律で定められたインフルエンザ予防接種対象者

- ① 65 歳以上の人
- ② 60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な人

予防接種は義務ではありません。ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。接種を受けるご本人に認知症等の症状があり、正確な意思の確認が難しい場合には、家族やかかりつけ医の協力を得てご本人の意思確認を行ってください。それでも意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく予防接種を受けることはできません。また、意思確認はできるものの、身体的事情等で自署が難しい場合には、改めて意思確認を行った上で、家族等により代筆をしてください。

予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種について、説明書をよく読み、必要性や副反応について理解しましょう。不安なことやわからないことは、予防接種を受ける前に質問し、理解した上で受けるかどうか判断してください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的にご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(37.5℃以上)がある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ この予防接種の接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシー(急性のアレルギー反応)を起こしたことがあることがある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある人
- ② これまでに、予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人、または全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人
- ⑥ このワクチンの成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーを起こすおそれのある人

予防接種を受けた後の注意事項

- 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部位はこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪いときは無理をせず、入浴は控える等、様子を見るようにしてください。
- 通常の生活をして問題ありませんが、当日の激しい運動や過度の飲酒は控えてください。
- 接種後に気になる症状、副反応を疑う症状が現れた場合は、身近な医療機関(接種を実施した医療機関、かかりつけ医等)に相談してください。

予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分に聞いた上でご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患した事による重症化、死亡が発生しても担当した医師にその責任を求めることはできません。

予防接種健康被害救済制度とは

予防接種では健康被害(病気になったり後遺症が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。インフルエンザの予防接種(定期接種)によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ》 宇部市健康増進課(宇部市保健センター) TEL 31-1777 FAX 35-6533